

令和3年度福岡労働局 行政運営方針（主な施策）

令和3年度行政運営方針策定にあたり、今年度はまず、ウィズコロナ時代における重点的な取組として、雇用機会の確保、安全で健康に働くことができる職場づくりを実施するとともに、ポストコロナ時代を見据えた労働施策を推進することとしています。

【ウィズコロナ時代における重点的な取組】

1 雇用機会の確保

(1) 雇用の維持・継続に向けた支援

雇用調整助成金の特例

■ 5月～6月の特例措置

- ・原則的な措置を段階的に縮減
日額上限：13,500円/日 助成率：最大9/10(中小)
- ・感染拡大地域特例・業種特例(全国・特に厳しい企業)
日額上限：15,000円/日 助成率：最大10/10(中小・大)

■ 7月以降

- ・雇用情勢が大きく悪化しない限り原則的な措置、特例措置を更に縮減

■ 雇用維持要件の緩和

- ・R3.1.8以降の解雇の有無により助成率判断(最大10/10)

■ 休業支援金・給付金の対象拡大

- ・大企業に雇用されるシフト制労働者等への適用

雇用シェア（在籍型出向）支援

■ 在籍型出向等支援事業の推進

- ・地域の在籍型出向等支援協議会の設置
- ・産業雇用安定助成金の創設
- ・公益財団法人産業雇用安定センターとの連携



(2) 業種・職種等を超えた再就職等の促進

福岡労働局雇用就業機会確保プランの推進

厳しい雇用情勢が続いていることに加え、令和3年1月の緊急事態宣言発出により離職者を余儀なくされた方に対する就職支援を強化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者（女性、非正規雇用労働者等）のニーズを踏まえた求人開拓対象の重点化・求人確保
- ・求人充足に向けてのきめ細かなフォローアップ

コロナ離職者試行雇用助成金

- ・コロナの影響による離職者で離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主へ助成

対象労働者	本人希望	所定労働時間	支給額
2.1.24以降の離職者で ・離職期間3か月超 ・就労経験のない職業希望者	常用雇用	週30H以上	月額4万円
	短時間労働	週20H以上～30H未満	月額2.5万円

1 雇用機会の確保

(3) 非正規雇用労働者の再就職支援、新規学卒者への就職支援

非正規雇用労働者の再就職支援

- ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じた決め細かな担当者制支援
- 求職者支援訓練による再就職支援

新たな雇用・訓練パッケージ（仕事と訓練受講の両立）

求職者支援制度への特例措置の導入

- ・ 給付金の受給要件の緩和（月収8万円以下⇒シフト制の方12万円以下）
- ・ 働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

職業訓練の強化

- ・ 訓練期間、訓練時間の緩和
- ・ オンライン訓練設定

積極的な周知・受講斡旋・就職支援

- ・ コロナ対応ステップアップ相談窓口の設置、積極的な受講斡旋（求職者支援訓練2,300人、公共職業訓練6,000人を旨す。）

新規学卒者への就職支援

共通認識「第2の就職氷河期を作ることがあってはならない」

- 経済団体等への採用維持・促進に向けた働きかけ
 - ・ 経済団体への訪問要請
 - ・ 福岡新卒者等人材確保推進本部での働きかけ
- 大学のキャリアセンター等との一層の連携強化
 - ・ 学生の就職活動状況、大学等の支援状況等の把握
 - ・ 新卒応援ハローワーク・コーナーへの誘導
- 学生の状態に応じたきめ細かな就職支援
 - 【就職活動が低調な学生】
 - ・ 出張相談の積極的な実施
 - 【積極的に就職活動しているものの内定がない学生】
 - ・ 応募書類添削・面接助言などの技術面の支援
 - ・ 心理的悩みを抱える学生には臨床心理士と連携
 - 【コロナ禍の影響により就職活動が進展しない学生】
 - ・ 企業説明会の積極的開催
- 新卒応援ハローワークの周知広報の強化
 - ・ 福岡県と連携した大学等への働きかけ
 - ・ 福岡新卒応援ハローワーク Twitter公式アカウント開設
- 未就職卒業者に対する就職支援



福岡新卒応援
ハローワーク【公式】

1 雇用機会の確保

(4) 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

■ 人材確保対策コーナーの拡充と取組強化

■ 人材確保対策コーナー新設

- ・福岡中央、小倉、久留米に加え、令和3年度は飯塚所に人材確保対策コーナーを設置（令和3年7月予定）

■ 人材確保対策コーナーにおける取組

- ・関連資格を保有する求職者への求人情報提供・応募勧奨
- ・事業所見学会・セミナーなど職業理解を深める取組推進

■ 医療・福祉分野充足促進プロジェクトの推進

- ・未充足求人への個別フォローアップの集中的実施
- ・有資格者への求人情報提供及び求職公開の積極的勧奨

(5) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

■ 専門窓口の新設（久留米所）

■ 専門担当者による就職支援チームの結成

■ チーム構成員による伴奏型支援の実施

- ・個別の支援計画に基づく求人確保、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、能力開発のあっせん、就職後の定着支援

■ 民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援

■ 資格等の取得支援

■ 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇用する企業への助成金による支援

■ 地域若者サポートステーションとの連携による支援

(6) 高齢者、女性、障害者、外国人等の多様な人材の活躍促進

■ [高齢者]

- ・70歳までの就業機会確保（改正高齢法施行）
- ・事業所訪問・セミナー等による改正法の周知・啓発

■ [子育て中の女性]

- ・妊娠、出産、育児を理由とする不利益取り扱いの禁止等法の履行確保及び紛争解決援助制度の活用
- ・求職者の特性に応じた求人の確保
- ・マザーズハローワーク（コーナー）における担当者制による個別支援

■ [障害者]

- ・法定雇用率引き上げ
- ・事業所訪問等による法定雇用率引き上げの周知
- ・障害者雇用に関する優良な中小企業の認定制度「(愛称)もにす認定制度」の周知及び認定取得の促進



事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% →	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% →	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% →	2.5%

■ [外国人]

- ・相談支援体制の強化（多言語相談支援、情報発信等）
- ・通訳員、多言語音声翻訳機器、電話通訳等の活用

2 ウィズコロナ時代に安心して働くことができる職場づくり

(1) 「新しい働き方」に対応した良質な雇用型テレワークの導入・定着促進

- 改正テレワークガイドラインの周知と支援
- 人材確保等支援助成金による支援

(2) 働き方改革の実現に向けた取組

■ 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業主等の支援

- ・ 働き方改革推進支援助成金による支援
- ・ ポータルサイトを通じた好事例紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる助言等
- ・ 福岡働き方改革推進支援センターによる相談、個別訪問支援等

■ 署の支援班を中心とした中小企業への丁寧な相談・支援

- ・ コロナ感染拡大の影響を踏まえ、きめ細やかな対応

■ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化

(3) 安全で健康に働くことができる環境整備

■ 職場の新型コロナウイルス感染防止対策等の推進

- ・ 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止チェックリストの活用

■ 産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進

- ・ リモートによる安全衛生委員会の開催等の活用推進、周知

■ 副業・兼業を行う労働者の健康確保支援

- ・ 副業・兼業労働者の健康診断助成金等の支援事業の周知
- ・ 副業・兼業の促進に関するガイドラインの周知

(4) 母性健康管理の周知と支援

■ 母性健康管理措置及び改定母性健康管理指導事項連絡カードの周知

- ・ 女性が妊娠・出産しても継続就業ができるように法の周知と履行確保

■ 助成金による支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により有給の休暇を取得させる事業主を支援



(5) 迅速かつ適正な労災保険の給付

■ 新型コロナウイルス感染症に係る労災補償の迅速かつ適正な労災認定

R3.3.5現在	請求件数	決定件数	うち支給件数
全国	5,986 (27)	2,986 (22)	2884 (21)
福岡	257 (5)	198 (5)	198 (5)

() 内は死亡

(6) 未払賃金立替払いの確実・迅速な実施

■ 未払賃金立替払いの迅速かつ適正な運用

(7) 特別労働相談窓口による対応

- ・ あらゆる労働条件、各種助成金、新卒内定取り消しや感染防止対策等に関する相談への対応
- ・ 個別紛争の解決について、援助、調停、あっせん等積極活用

【ポストコロナ時代の雇用機会の確保、労働環境整備の推進】

1 ポストコロナ時代における課題

- 求職活動の再開に際し、的確なマッチングによる早期就職支援
- IT力の向上に向けた対策
- 様々な労働者が混在する職場、生産活動が急激に活発化した職場の安全衛生対策
- テレワーク等新しい働き方の適正な労務管理、仕事と育児・介護・治療の両立支援

新しい働き方をはじめとする社会の変化の下、すべての人が働きやすく、その意欲と能力が十分に発揮できる社会を目指した対策が重要

2 雇用機会の確保

(1) 離職者、就職困難者に対する雇用対策

- 求人確保と求人充足サービスの充実
 - ・ ハローワークにおける積極的な求人開拓の実施（量的確保）
 - ・ 求人充足に向けて求職者が応募しやすい求人内容の設定、条件緩和を助言（質的確保）
- きめ細かな職業紹介の実施
 - ・ マイページ開設・活用の働きかけ
 - ・ 担当者制の活用
- 雇用対策協定による地方自治体との連携

(2) 非正規雇用労働者の再就職支援・新規学卒者への就職支援

- 生活困窮者を雇い入れる事業主への助成
- 職場情報、職業情報、職業能力の見える化
- 求職者支援訓練による再就職支援（再掲）
- 雇用管理改善と非正規雇用労働者のキャリアアップ
- 新規学卒者等への就職支援（再掲）

(3) 就職氷河期世代活躍推進支援プランの実施(再掲)

2 雇用機会の確保

(4) 高齢者の就労・社会参加への支援

- **70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備等**
 - ・ 高齢者雇用管理セミナーの実施等企業支援
- **生涯現役支援窓口等のマッチング支援の拡充**
 - ・ 12か所のハローワークに設置。支援チームによる効果的な支援
 - ・ 「シニアハローワーク」における自治体と連携した支援
- **高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援**
 - ・ エイジフレンドリーガイドライン、エイジフレンドリー補助金の周知
- **地域における多様な就業機会の確保**
 - ・ シルバー人材センターによる就業ニーズと地域ニーズのマッチング

(5) 女性活躍の推進

- **改正女性活躍推進法の周知と取組支援**
 - ・ 101人以上300人以下企業への説明会の実施、相談対応等一般事業主行動計画届出のための計画的な働きかけ
 - ・ 地方自治体との連携による周知
 - ・ 助成金の活用、えるぼし認定制度の周知と取得促進
- **母性健康管理措置の周知と支援（再掲）**
- **不妊治療を受けやすい職場環境の整備**
 - ・ 不妊治療と仕事の両立ができずに離職した労働者
不妊治療経験者のうち26%、女性に限ると23%
 - ・ マニュアル、ハンドブック等による職場環境整備の周知
 - ・ 助成金の活用による企業に対する支援
- **子育て等により離職した女性の再就職支援（再掲）**



(6) 男性の育児休業取得促進等

- **育児・介護休業法の周知と履行確保**
 - ・ 法の周知と履行確保を図る。育児休業等の取得等を理由とする不利益取り扱い等事案の是正指導、紛争解決援助
- **男性の育休取得促進等仕事と家庭の両立支援**
 - ・ 育児休業制度や配偶者の妊娠・出産を事業主が知った時等に労働者に個別の制度を周知するための措置について周知
 - ・ 助成金による支援
- **仕事と介護の両立ができる職場環境整備**
 - ・ 地域包括支援センターと連携した介護休業制度等の周知
 - ・ 助成金による事業主支援
- **次世代育成支援対策の推進**
 - ・ 次世代法に基づく一般事業主行動計画策定支援と法の履行確保
 - ・ くるみん等認定制度の周知と取得促進



【参考】育児・介護休業法改正法案の概要

- ・ 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の仕組みの創設
- ・ 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等

(7) 障害者の就労促進（再掲）

(8) 外国人に対する支援（再掲）

3 労働環境整備の推進

(1) 柔軟な働き方がしやすい環境整備

- 良質な雇用型テレワークの導入・定着促進 (再掲)

(2) 安全で健康に働くことができる職場づくり

- 働き方改革実現に向けた取組 (再掲)
- 過労死防止対策
 - ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」、「過重労働解消キャンペーン」等の周知・啓発活動
- 関係省庁と連携した下請け等中小事業者への「しわ寄せ」防止
- チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」による周知
- 第13次労働災害防止計画の推進

進捗状況 (平成30年～令和4年)

死亡災害：15%以上減少

- ・ 期間中 (5年) の死亡災害の総数を153人以下が目標値
 - ・ 実績 2018年35人 2019年23人 2020年1月末速報値31人
- 16.7%減少している状況

死傷災害：7%以上減少

- ・ 期間最終年である2020年の死傷者数を4,912人以下が目標値
 - ・ 実績 2018年5,580人、2019年5,381人、2020年1月末5,512人
- 8.4%増加している状況

■ 第三次産業対策

■ 高齢労働者対策

- ・ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)」による取組

■ 転倒災害防止対策

- ・ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の展開

■ 腰痛対策

- ・ 社会福祉施設、小売業、陸運業等を中心に取組

■ メンタルヘルス対策

■ 中小事業場 (50人未満) の事業場において健康に働ける職場をつくるために

- ・ ストレスチェック制度の普及、助成金の活用促進
- ・ 福岡産業保健推進支援センター及び地域窓口の活用

■ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

■ 石綿障害予防規則の改正 (R2/10～R5/10)

- ・ 建築物の解体・改修等におけるばく露防止対策の強化

■ 特別化学物質障害予防規則の改正 (R3/4～R5/4)

- ・ 溶接ヒューム等が管理第二物質に指定

■ 電離放射線障害防止規則の改正 (R3/4)

- ・ 等価線量の限度の引き下げ

3 労働環境整備の推進

(3) 最低賃金、賃金引き上げに向けた生産性の向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

■ 最低賃金の継続的な引上げ

- ・ 全国加重平均1000円になることを目指す方針を堅持
- ・ 経済動向及び地域の事情などを踏まえつつ、地方最低賃金審議会を円滑に運営

■ パートタイム有期雇用労働法の履行確保

- ・ 中小企業・・・令和4年4月に適用
- ・ 説明（適宜オンライン）、報告徴収の実施

■ 企業への支援

- ・ 福岡働き方改革推進支援センターによる支援、助成金の活用

(4) 総合的なハラスメント対策の推進

■ 改正労働施策総合推進法

- 中小企業・・・令和4年4月に適用
- ・ 説明会（適宜オンライン）、報告徴収の実施
- ・ 紛争解決援助制度・調停制度の活用
- ・ カスタマーハラスメント
コロナ禍において顧客等からの著しい迷惑行為マニュアル（好事例掲載）の周知

(5) 治療と仕事の両立支援

- ・ 両立支援ガイドラインの周知
- ・ 地域両立支援推進チームの取組の推進

4 健全な労働保険制度の運営

(1) 労働保険未手続一掃対策の推進

- ・ 労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保、労働者の福祉の向上等の観点から、未手続事業主に対する指導と制度加入に向けたPRを実施

(2) 保険料収納率向上に向けた取組

- ・ 労働保険制度は労働者のセーフティネットであり、労働行政各種施策の財政基盤となる重要なものであるため、滞納保険料の解消と口座振替制度の利用促進を図る。